

有料職業紹介の紹介手数料の返還に関する規定

採用決定者が入社 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を甲に返還する。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

上記に定める事由以外の事由に基づき、採用決定者が退職または解雇されるに至ったときは、受領した紹介手数料の一切を返還することを要せず、未払いの紹介手数料がある場合は、当該未払い分を全額支払わなければならない。

以上

平成 30 年 1 月 1 日

ジョブインパルスジャパン株式会社

